

豊富町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

豊富町
豊富町議会
豊富町農業委員会
豊富町教育委員会

豊富町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、豊富町、豊富町議会、豊富町農業委員会、豊富町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は令和13年3月31日までとする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に基づき、豊富町、豊富町議会、豊富町農業委員会、豊富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、豊富町、豊富町議会、豊富町農業委員会、豊富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇の休暇取得率及び平均取得日数

【実績】

年	対象職員数	取得職員数	平均取得日数	取得率
令和 3年	1名	1名	3.0日	100.0%
令和 4年	3名	1名	1日	11.1%
令和 5年	2名	1名	3.0日	50.0%
令和 6年	3名	1名	2.0日	22.2%
令和 7年	0名	0名	-	-

⇒業務の調整が困難等の理由から、平均取得日数、取得率ともに目標を達成することができなかった。

【目標】 出産・育児を行う職員が働きやすい職場環境整備を行う。

男女ともに育児に関する制度利用を下記のとおり推進します。

女性の育児休業取得率 100%

男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率 100% とすること。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、豊富町、豊富町議会、豊富町農業委員会、豊富町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

出産・育児を行う全ての職員に対し、管理職員または、人事担当部局による面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行うよう取り組む。

- ① 女性職員より育児休業等の取得申し出があった場合、所属内で業務分担の見直しを行う。
- ② 育児休業や育児に関する特別休暇等の対象となる職員に対し、制度内容や各種手続きの説明を丁寧に行い、制度を利用しやすい環境づくりに努める。
- ③ 育児休業中の職員の職場復帰に対する不安感軽減のため、必要に応じ定期的な連絡や情報提供を行い、円滑な職場復帰を図る。